平成28年度「鳥取・島根広域連携協働事業」募集要項

1 事業の趣旨

鳥取・島根両県の連携については、経済団体や行政を中心として県境を越えた広域的な取り組みが進められています。

この事業は、県がNPO法人・住民グループ(以下「NPO等」という。)と協働で取り組みたい両県共通の県政課題を提示した上で、NPO等から鳥取・島根両県事業担当課(以下「両県事業担当課」という。)と協働する事業の企画提案を募集し、計画策定から事業実施まで、両県のNPO等と両県行政との連携により課題解決を図る実践的な取組を支援するものです。

NPO等が持っている発想力・実行力と互いの長所や強みを活かすことにより、事業の相乗効果の高まりや地域課題の解決につなげるとともに、両県の連携強化、県境を越えたNPO等の連携促進を目指します。

2 事業の概要

年度	支援段階	補助上限額	補助率	期間	対象となる取組
H28	協働形成	400 千円	10/10	1年以内	NPO等と県との協働により、両県共通
	(計画策定)				課題解決のための計画を策定する取組。
H29	協働実践	2,000 千円	10/10	1年以内	「協働形成(計画策定)」で補助を受けて
					策定した計画に沿って行う、NPO等と
					県との協働による両県共通課題解決のた
					めの事業実施の取組。

- ※ 各支援段階において、審査会による選考を行い、1事業程度の採択を予定しています。
- ※ 協働形成における計画の策定が、28年度の中途で完了した場合、前倒しで28年度から協働実践 事業を実施することが可能(協働形成(計画策定)及び協働実践を2年以内で実施)。

なお、協働実践の補助上限額は、平成28、29年度の2カ年あわせて2,000千円です。

※ 協働実践の終了後、当該事業をさらに発展的に継続させる取組に要する経費の一部を支援する制度 を検討します。

3 協働により解決を目指す両県共通の県政課題

中海の未利用資源である海藻の活用による地域づくり

4 応募資格者

鳥取県内のNPO等と島根県内のNPO等の共同体。

ただし、島根県内のNPO等については、しまね社会貢献基金登録団体(審査会の日までに、しまね社会 貢献基金に登録する団体を含む。)であること。

※登録手続きについてはホームページを御覧ください。

URL: http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/nonprofit/kikin/toroku/

5 対象となる経費

(1)協働形成(計画策定)

対象となる経費は、計画の策定のために必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費(スタッフ等賃金)、報償費(講師等謝金)、旅費(交通費)、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料 (備品のリース料を含む)等を対象とします。

ただし、食糧費及び備品購入費は対象外とします。

なお、スタッフ、アルバイト、有償ボランティア等に対する人件費、及び講師等への謝金については、 次表の金額を上限とします。

区分		一人当たり単価			
人	①事業を運営するスタッフ	13,900 円/日			
件	②アルバイト	6,100円/日			
費	③有償ボランティア	5,568円/日(最低賃金696円/時間)			
		大学教授·准教授 6,	, 300 円/時間		
	 研修会等 	その他(専門的知見を有する場合) 5,	, 100 円/時間		
		その他 3,	,000円/時間		
謝金		県外講師 100,000 円/回 県内講師 50),000円/回		
	②講演会	(上記①では招致できない著名な講師や、講義内容が高度・			
		特殊な場合)			
	③コーディネーター・ パネラー	県外講師 50,000 円/回 県内講師 25,	000 円/回		
		(シンポジウム等、コーディネーターとパネ	ラーの役割に大		
		きな格差がある場合は、適宜単価差を設ける	ること)		

(2) 協働実践

対象となる経費は、事業実施のために必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費(スタッフ等賃金)、報償費(講師等謝金)、旅費(交通費)、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料(備品のリース料を含む)、備品購入費等を対象とします。

ただし、食糧費は対象外とします。

なお、人件費及び謝金の上限金額については、協働形成(計画策定)と同様の取扱いとします。

6 事業の流れ (募集~事業実施)

	時期	内容		時期	内容
	4月	募集開始(4月15日)		4月	事業採択後、随時実施
	\sim	意見交換会			
	5月	募集締切(5月31日)		5月	
平	6月	書類審査(上旬)	平	6月	
成		プレゼンテーション審査会	成		
28		(6月下旬予定)	29		
年	7月	事業採択後、計画策定開始	年	7月	
度	8月	\downarrow	度	8月	
	9月	計画の策定		9月	
	10月	※28年度からの実施を希		10月	
	11月	↓ 望する場合は、随時申請		11月	
	12月			12月	
	1月	協働実践事業申請		1月	▼
	2月	(最終申請期限2月末)		2月	
	3月	プレゼンテーション審査会		3月	成果報告会

[※] 提案募集にあたり、今回県が取り組みたい課題の共有および協働へ向けた相互理解を図るため、あらかじめNPO法人等と県担当課との個別の意見交換を開催します。

※ 「協働形成(計画策定)」提案の時点では、詳細な事業計画を提出していただく必要はありません。

7 提出期限及び提出方法

(1) 意見交換参加申込

提出期限:平成28年4月28日(木)17時(必着)

提出先:鳥取、島根いずれかの事務局(提出先・相談窓口)へ提出してください。

(2) 協働形成(計画策定)

提出期限:平成28年5月31日(火)17時(必着)

提出 先:鳥取、島根いずれかの事務局(提出先・相談窓口)へ提出してください。

(3) 協働実践

提出期限:平成29年2月28日(火)17時(必着)

提出先:鳥取、島根いずれかの事務局(提出先・相談窓口)へ提出してください。

※申請書の様式は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

8 応募にあたって提出する書類及び取得方法

- (1) 意見交換参加申込書(別紙様式)
- (2) 協働形成及び協働実践の応募にあたっては、以下の①から⑤の書類は必ず提出してください。⑥については、提出は任意です。
 - ① 平成28年度「鳥取·島根広域連携協働事業」提案書(様式第1号)
 - ② 鳥取·島根広域連携協働事業計画書(様式第2号)
 - ③ 提案事業収支計画書(鳥取·島根広域連携協働事業)(様式第3号)
 - ④ 共同体の協定書の写し
 - ⑤ 鳥取県NPO等の定款、規約、会則等の写し ※島根県NPO等は、しまね社会貢献基金登録団体のため、提出不要です。
 - ⑥ 提案事業を理解するために参考となる資料 (A4サイズ相当とし、10枚以内としてください。)
- (3) 応募書類の様式の取得方法は、ホームページからダウンロードしてください。

また、「事業提案書」の作成等について疑問な点がある場合も、事務局(提出先・相談窓口)にお問い合わせください。

9 選考方法

- (1)審査会は公開とし、提案する共同体と両県事業担当課による提案内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます。
- (2) 選考にあたっては、民間の委員を主体にした審査委員会(非公開)において提案内容を総合的に評価し、選考します。

10 審査のポイント

提案された協働形成(計画策定)の企画は次の視点により評価しますので、参考としてください。 なお、協働実践の審査のポイントは、協働形成(計画策定)補助を受けられる団体へ別途ご案内します。

項目	審査のポイント
	両県共通課題の解決を目標とし、解決しようとする課題の視点から見て、目
提案事業の目的	的、目標は明確かつ妥当か。
	また、提案事業は公共性、公益性が高いか。
	両県の連携強化、県境を越えたNPO等の連携促進につながるか。
両県の連携効果	また、両県が連携することで単独で行うよりも高い相乗効果が上げられるか。
	両県の地域社会への貢献が同程度に期待されるか。
協働の相乗効果	共同体と両県事業担当課が協働することによって、単独で行うよりもより高い相乗効果が上げられるか。
提案事業の先進性	創意工夫が凝らされ、先進性を持っているか。 両県の官民相互の連携促進にモデル性を有しているか。

両県共通課題の解決、	事業実施
後の継続性	

地域の主体的な取り組みとなり両県共通課題の解決に繋がるか。また、助成事業終了後も取り組みの持続可能性が期待できるか。

11 採択 • 決定

- (1) 事業採択は、公開審査会の選考を元に決定します。
- (2) 採択予定事業は、1事業程度を予定しています。
- (3) 事業採択にあたっては、実施方法、執行額などについて条件を付す場合があります。
- (4) 補助額については、審査会の後に経費の内容等を精査の上、決定します。

12 その他

(1) 提案の公表

提出のあった提案内容については、事業の概要及び共同体(共同体を構成するNPO等を含む。)の 名称等を公表しますので、予めご了承ください。

(2) 自己評価

事業実施後は、共同体と両県事業担当課に対し、アンケート方式による事業の自己評価をしていただきます。

(3) 提案事業が採択された場合は「協働に関する研修」及び「成果報告会」にご参加いただきます。

13 留意事項

- (1) 事業の実施状況や、各種会計書類等の確認や調査を随時行う場合がありますので、事業に関する会計帳簿類(支出に伴う領収書等を含む。)を整備し、共同体事務所所在地において事業終了後5年間保存していただきます。
- (2) 応募に要する経費は、応募者の負担とします。
- (3) 提出いただいた書類については、返却いたしません。
- (4) 提案団体は、本要項の内容に同意の上、提案書を提出してください。

	鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局参画協働課			
鳥取県	〒680-8570 鳥取市東町一丁目 2 2 0 番地			
提出先	Tel: 0857-26-7070 Fax: 0857-26-8196			
相談窓口	E-mail: sankaku-kyoudo@pref.tottori.jp			
	HP: http://www.pref.tottori.lg.jp/118658.htm			
	島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室			
島根県	〒690-8501 松江市殿町1番地			
提出先	Tel: 0852-22-6099 Fax: 0852-22-5636			
相談窓口 E-mail: npo@pref.shimane.lg.jp				
	HP: http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/			